

福祉用具購入費の支給・申請について

排せつや入浴など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給する制度です。

1 年度ごとに 10 万円を上限に、購入費のうち、自己負担割合（1 割、2 割、3 割のいずれか）を除いた購入費の 9 割、8 割または 7 割を支給します。

1. 特定福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 94 号）

- ・ 腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具部分

（令和4年度追加） ・排泄予測支援機器

（令和6年度追加） ・固定用スロープ（可搬型は除く） ・歩行器（歩行車は除く）
・歩行補助つえ（松葉杖は除く）

2. 対象要件

次の要件をすべて満たす場合に支給申請をすることができます。

1. 介護保険法の規定による指定を受けた事業者から購入すること。
2. 購入日（領収日）時点で要介護または要支援の認定を受けていること。
※認定申請の結果、非該当（自立）の方は対象外となります。
3. 在宅で生活されていること（入院中・入所中・外泊中は不可）。

3. 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は同一年度で 10 万円です。

支給限度基準額を判断する基準日は、購入日（領収日）です。

福祉用具購入費が支給されると、それ以後の同一種目の福祉用具購入については、原則、支給の対象外となります。ただし、例外として 1 度購入した同一種目の福祉用具であっても、支給限度基準額の範囲内において、再度、福祉用具購入費が支給される場合があります。詳細は、以下のとおりです。

<既に購入した福祉用具が破損し使用継続が困難な場合（汚損も含む）>

ただし、身体状況や使用環境を踏まえての通常使用・年数経過の範囲内の破損・汚損に限る。

<その他特別な事情がある場合（例）>

- ・ 被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合。
- ・ 利用者の身体・介護状況の変化に伴い、用具の性能や形状で支障が生じた場合。

4. 支払い方法

① 償還払い

被保険者がいったん購入費用全額を福祉用具販売事業者に支払い、保険給付対象分（9割、8割または7割）の金額が後日、市から被保険者へ給付されます。振込先口座は、原則として、被保険者の口座のみ対象となります。

② 受領委任払い

購入費用のうち、被保険者は自己負担割合分（1割、2割または3割）のみ福祉用具販売事業者を支払う方法です（残りの9割、8割または7割分については、市が直接福祉用具販売事業者を支払います）。

利用できる対象者は、①生活保護を受給していない、②介護保険料を滞納されていない、③給付制限を受けていない方です。

5. 申請から支払いまでの流れ

① ケアマネジャーに相談

② 福祉用具購入後、支給申請

③ 審査

※ 疑義が生じた場合、福祉用具販売事業所やケアマネジャー等への聞き取りや現地調査を行う場合があります。

④ 支給決定・支払処理

⑤ 支給決定通知発送

※ 領収日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。

6. 提出書類と留意点

① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

被保険者本人が死亡した場合、生前に購入した福祉用具について申請することは可能ですが、申請者本人名義での申請はできません。相続人代表者に申請していただくことになります。

償還払いの場合、給付費の支給口座は被保険者本人の口座にしてください。

② 領収書（原本）

原本および写しを持参された場合は、確認の上、原本をお返しします。

③ 「福祉用具サービス計画書」（本人同意のあるもの）の写し

④ 福祉用具のパンフレット（カタログ）の写し

すのこ等、オーダーメイドの場合は、見積書・設置後の写真を添付。

⑤ 個人番号利用事務のため本人と提出代行者の本人確認書類（原本提示）

※ 本人確認の場合は、「福祉用具購入費支給申請に関する手続きの一切」を委任する旨記載した委任状でも可。

〈お問い合わせ先〉 行方市介護福祉課介護保険グループ 0299-55-0111